

1. 会合名	「信頼性向上のための施策の推進ワーキング・グループ」(第3回)議事要旨
2. 日 時	平成25年3月8日(金)午後1時00分～午後2時30分
3. 議 案	○倫理観向上の取組みについて
4. 主な内容	○倫理観向上の取組みについて 事務局より、資料に基づき、倫理観向上の取組みについて説明が行われた後、大要次のとおり意見交換が行われた。 (以下、□は委員発言、■又は⇒は事務局発言) 【具体的施策その1】 1. 会員における倫理観向上に向けた取組みを紹介した事例集「倫理観向上の取組み事例集(仮称)」を作成し、会員に配付する。 ○上記の具体的施策を提案した理由は、以下のとおり。 ・会員向けアンケート調査では、各社とも独自に様々な取組みを行っていることが確認できる。各社の具体的な取組みの詳細を、さらに掘り下げて、個別にヒアリングし、他社にも参考となるような具体例(事例)を集約した事例集(冊子)を作成することは有意義であると考えられる。 ・各会員が、他社の取組み事例などを参考として、自社の取組みなどに反映することで、業界全体の倫理意識向上に繋がるのではないかと考えられる。 ・このような冊子は、一度作成するとなかなか改訂をしないが、各社の取組みの成功例や失敗例を踏まえつつ、必要に応じて毎年見直し、改訂してはどうかと考える。 ①協会が会員の取組み事例集(冊子)を作成し、会員に配付することについて □ 事例集の作成については賛成であるが、単純に事例を集約するだけでは既に協会や取引所等が作成するコンプライアンスに係る事例集と重複する情報が多くなるのではないか。例えば、FINMACのあっせん事例集や協会の営業員ガイドブック、証券取引等監視委員会の検査指摘事例などがある。今回の事例集を倫理観向上にフォーカスするのであれば、従来とは異なる観点から作成する必要があると思う。 □ 単純に事例集を作成・配布するのではなく、業界全体として倫理意識の向上に向けて取り組んでいることを世間にもアピールでき、かつ業務の基礎となるような内容にしていきたい。 □ 事例集というタイトルにかかわらず、倫理観向上に向け、証券会社の義務や責任を明確化するといった観点を織り込むよう検討した方がよいと思う。 □ 事例集については、業界内で共有するものとして、会員向けに出せばよい。一方で、証券会社では従前から、「倫理コード」や「行動規範」によって役職員の倫理観について規制をかけている。「倫理コード」や「行動規範」の内容を投

資者へ向けて公表すれば、投資者から役職員に向けた牽制機能が働くのではないか。

■ 今回作成する事例集は、各社が倫理観向上に向けて、具体的にどのような取組みを行っているのか、個別にヒアリングした上で会員に配布することを考えている。各社が他社の事例を参考とすることで、業界全体のボトムアップを図ることなどを目的としている。

□ 当社では、倫理観向上に向けた取組みの一例として、全役職員に対し、倫理観を問うスローガンを記載したカードを携帯させている。また、経営方針や営業方針、年頭の挨拶等にも盛り込んでいる。

□ 協会が実施する監査で、倫理観向上に対する取組み状況についても点検してはどうか。

②協会が事例集（冊子）を作成する場合に、どのような内容を盛り込むとさらに参考となるか

□ 事例を規模や業態別に分類すれば、各社が参考にしやすいのではないか。

□ 例えば、金融商品の広告、販売勧誘、販売後対応といった項目に分類し、それぞれ良い例・悪い例を記載してはどうか。事例を分析し、行動規範としてまとめ上げることができれば、社会的にアピールでき、事業者の抑止効果になると思う。

□ 倫理観向上のための取組みは特殊な要素がないため、各社の特徴的な取組みというのは細かな部分にしか現れないかもしれない。

□ 近年、不祥事を起こした会社は、新規参入してきた会社や、経営者や経営方針が頻繁に変わった会社が多い。各社が同じような内容を書いてしまうと、投資者がどのような観点で証券会社を選択すればよいか分からなくなってしまうのではないか。

□ 地方の中小証券は地域に根ざした、顔の見える経営を行っている。その土地で不祥事を起こせば、以降、仕事ができなくなるため、顧客の信頼を失墜させるような行動はしない。そういった個社の努力の積み重ねが業界全体の信頼に繋がっていると思う。

□ 証券業界における、顧客の安全・安心のためのルール作りは他業界に比べて進んでいるのではないか。一般投資者が被害を被っているのは、主に証券会社に起因するものではなく、未公開株詐欺等によるものがほとんどなのではないか。

□ 消費者の多くは金融知識が不十分であり、悪質な業者からそれに付け込まれることにより、詐欺的な被害に遭っているのが現状である。そういった意味では、悪質な業者を排除するための監査体制の整備が必要だと考える。また、消費者が被害を被っているのは未公開株詐欺等に限らず、銀行や証券会社に対する苦情・あっせん事例も根強くある。

【具体的施策その2】

2. 会員に対し、倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求める。

※特別会員への適用は要検討。

①倫理コードの実効性確保のための社内体制の整備状況の開示を求めることについて

- ☐ 顧客や投資者など外部に対しては、「倫理コード」や「行動規範」を開示することで、自社の役職員が倫理コードや行動規範に則った行動をとっているか判断していただくことで、役職員に対する牽制にもなる。また、投資者に対して開示する情報はもっと絞り込んだ方が分かりやすくなるのではないかな。
- ☐ 投資者の目線は証券業界全体に向いているため、まずは協会として、証券業界としての行動規範を作成し、併せて、各社が自社の行動規範を示す方がよいのではないかな。
- ☐ 各社が店舗に備え置くディスクロージャー誌や自己資本規制比率の状況、最良執行方針等を閲覧するような顧客はほとんどいない。これらは本来、顧客に開示するための制度であるので、まずは証券会社が、そういった情報があるということを顧客に知ってもらう努力をしなければならないのではないかな。

②社内体制の整備状況の開示方法について

- ☐ 投資者は、各社毎に社内体制の整備状況をチェックするのは困難である。協会のウェブサイトに一覧があればアピールしやすいし、投資者もアプローチしやすくなるのではないかな。可能であれば、一覧形式による開示を義務付けていただきたい。
- ☐ 協会ウェブサイトで一覧形式にすると、各社の整備状況が比較しやすくなり、人員やサービス等が充実している大手証券に比べて、中小証券は不利になってしまうのではないかな。一覧で開示するのであれば、開示項目を工夫する必要がある。
- ☐ 各社の規模は異なるが、同じ法令諸規則を遵守しているため、基本的な仕組み内容は変わらない。しかし、その遵守体制は各社の規模等によって異なり、単純比較できない。例えば、規模の大きな会社は、委員会や会議等の諮問機関を設置しているが、規模の小さな会社であれば、そういった機関を設置せずとも対応可能である。各社が一律に取り組んでいるのは、倫理規程のようなものしかないのではないかな。
- ☐ 社内体制の整備状況の開示方法については、各社で選択し、協会ウェブサイトに一覧として掲載する必要はないとも考えられる。既存顧客や、これから取引をはじめようとする投資者は、各社のウェブサイトで確認すれば足りるものであればよいのではないかな。
- ☐ 開示一覧にすると、かえって消費者は見づらくなるのではないかな。協会ウェブサイトには各社のウェブサイトへのリンクを貼り、それぞれの開示方法を明

	示（ウェブサイト、店舗に掲載等）する方がよいと思う。 □ 協会ウェブサイト to 各社の開示方法のみを掲載すると、投資者に対しては「こういう項目を見てください」と案内する程度でしか注意喚起できないのか。 □ 投資者は各社のコンプライアンスや倫理観に対する考え方を知りたいと考えている。大まかな項目について、比較できるようなウェブサイトがあれば参考にしやすいのではないかな。 □ 問題のある会社が自社のウェブサイトで不適切な情報を流さないように、協会ウェブサイトで一覧化すべきか。一方で、適切な開示を行っている会社は自社のウェブサイト上への掲載で十分と考えている。いずれにしても、開示の内容については、投資者にとって分かりやすい内容を工夫すべきである。協会ウェブサイトに掲載すべき項目を定め、詳細は各社のウェブサイトに掲載すれば、負担も少なく済むのではないかな。 □ まずは協会ウェブサイトが必要最低限、開示すべき項目を検討し、その上で会員に対してアンケートを行えばよいのではないかな。 ③その他 ■ 本協会ウェブサイトでは、協会員の名簿を掲載し、代表者の氏名や所在地、ウェブサイトのリンクを公表している。登録取消し処分を受けた会員については、速やかに名簿から削除し、別途「第一種金商業非登録会員」のページに掲載している。登録は取り消されているものの、引き続き会員としての義務は課せられているため、投資者へ周知することは非常に重要な業務と考えている。 ■ 各社のウェブサイトの開設状況やその発信内容は、経営戦略によって異なっている。現在、多くの会員が、店舗だけでなく自社のウェブサイト to ディスクロージャー誌を掲載しているが、法令上の義務は課されていない。例えば、自社のウェブサイト to ディスクロージャー誌を掲載していない会員については、店舗に備え付けてある旨を協会ウェブサイト上で案内するというのも一つの方法だと思う。 ■ 不祥事を起こした会社は、経営の実態が把握できないことが多いため、経営者が前面に出て、経営方針を説明する機会を設けた方がよいのではないかな。また、近年は業務の内容が多様化しており、例えば、従来の証券会社の業務でないファンドの運用や外国為替証拠金取引等を行う会員も増えてきている。このような現状を投資者にどのように理解していただき、信頼性を確保していくかが課題となっている。 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）